議 第 41 号 平成30年2月23日提出

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西一史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例(平成19年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表1の表中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項から12の項までを1項ずつ繰り上げ、13の項を削り、14の項を12の項とし、15の項から21の項までを2項ずつ繰り上げ、同表22の項中「熊本市優秀技能功労者・優秀青年技能者表彰選考委員会」を「熊本市技能者表彰選考委員会」に改め、「の表彰」の次に「並びに熊本市優秀技能者の特別表彰」を加え、同項を同表20の項とし、同表中23の項を21の項とし、24の項を22の項とし、25の項を23の項とし、26の項を削り、27の項を24の項とし、28の項から64の項までを3項ずつ繰り上げ、同表65の項中「熊本市農畜産物有害鳥獣駆除隊選定委員会」を「熊本市有害鳥獣駆除隊選定委員会」に、「熊本市農畜産物有害鳥獣駆除隊」を「熊本市有害鳥獣駆除隊選定委員会」に、「熊本市農畜産物有害鳥獣駆除隊」を「熊本市有害鳥獣駆除隊」に改め、同項を同表62の項とし、同表中66の項を63の項とし、67の項を64の項とし、68の項を65の項とし、同表に次のように加える。

		·
6 6	熊本市保存文書等の管	適正な文書の管理を行うため、文書の保存基準
6 7	理に関する検討委員会	の見直しに関し必要な事項を審議する。
	第2次熊本市人権教育	第2次熊本市人権教育・啓発基本計画を策定す
	・啓発基本計画策定委	るため、必要な事項を審議する。
6 8	員会	
	熊本市いじめ問題再調	いじめ防止対策推進法(平成 2 5 年法律第 7 1
	查委員会	号)第30条第2項の規定に基づき、同法第
		28条第1項の規定による調査の結果について
6 9		調査を行う。
	県営宇土開地区農地整	県営宇土開地区農地整備事業に係る換地業務の
	備事業換地委員会	適正かつ能率的な運営を図るため、必要な事項
7 0		を協議する。
	熊本市歴史まちづくり	地域における歴史的風致の維持及び向上に関す
	協議会	る法律(平成20年法律第40号)第11条第
		1項の規定に基づき、歴史的風致維持向上計画
		の策定、変更及び推進に関し必要な事項を協議
		する。
7 1	全国都市緑化くまもと	全国都市緑化くまもとフェア(仮称)の基本構
	フェア(仮称)基本構	想を策定するため、必要な事項を審議する。
	想検討委員会	
7 2	水前寺江津湖公園利活	水前寺江津湖公園の利活用及び保全に関する計
	用・保全推進協議会	画の策定及び進行管理を行うため、必要な事項
		を審議する。

別表5の表4の項中「(平成25年法律第71号)」を削り、同表8の項を次のよう に改める。

8	熊本市生涯学習指針策	熊本市生涯学習指針を策定するため、必要な事
	定委員会	項を審議する。

別表5の表9の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表1の表65の項の改 正規定(同項を62の項とする部分を除く。)は、公布の日から施行する。

(提出理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関を設置する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。